新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年12月24日

新潟県公安委員会

委員長　　津　野　　敏　江

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表
<table>
<tr><th>署名</th><th>名　称</th><th>位　置</th><th>所　管　区　域</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長岡警察署</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>新町交番</td><td>（略）</td><td>長岡市のうち西新町１・２丁目、東新町１・２・３丁目、東新町、新町１・２・３丁目、琴平３丁目、泉１・２丁目、石内１・２丁目、松葉１・２丁目、西蔵王１・２・３丁目、蔵王１・２・３丁目、蔵王町<u>の一部（信濃川右岸の地域）</u>、東蔵王１・２・３丁目、城岡１・２・３丁目、寿１・２・３丁目、北園町、原町１・２丁目、下々条１・２・３・４丁目、中島７丁目、昭和２丁目、<u>西神田町１・２丁目</u>、西神田町、神田町２・３丁目、長町２丁目</td></tr>
<tr><td></td><td>千手交番</td><td>（略）</td><td>長岡市のうち宮原１・２・３丁目、三和１・２・３丁目、千歳１・２・３丁目、南町１・２・３丁目、千手１・２・３丁目、西千手１・２・３丁目、幸町１・２・３丁目、柏町１</td></tr>
</table>
</td><td>
別表
<table>
<tr><th>署名</th><th>名　称</th><th>位　置</th><th>所　管　区　域</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長岡警察署</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>新町交番</td><td>（略）</td><td>長岡市のうち西新町１・２丁目、東新町１・２・３丁目、東新町、新町１・２・３丁目、琴平３丁目、泉１・２丁目、石内１・２丁目、松葉１・２丁目、西蔵王１・２・３丁目、蔵王１・２・３丁目、蔵王町、東蔵王１・２・３丁目、城岡１・２・３丁目<u>、城岡町</u>、寿１・２・３丁目、北園町、原町１・２丁目、下々条１・２・３・４丁目、中島７丁目、昭和２丁目、<u>西神田１・２丁目</u>、西神田町、神田町２・３丁目、長町２丁目</td></tr>
<tr><td></td><td>千手交番</td><td>（略）</td><td>長岡市のうち宮原１・２・３丁目、三和１・２・３丁目、千歳１・２・３丁目、南町１・２・３丁目、千手１・２・３丁目、西千手１・２・３丁目、幸町１・２・３丁目、柏町１</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

				・２丁目、左近町、三和町、草生津１・２・３丁目、左近１・２・３丁目、山田１・２・３丁目、本町１・２・３丁目、表町１・２・３・４丁目、柳原町、春日１・２丁目、船江町、上田町、渡里町、呉服町１・２丁目、日赤町１・２・３丁目、信濃１・２丁目、中島１・２・３・４・５・６丁目、水道町１・２・３・４・５丁目、昭和１丁目、寺島町の一部（信濃川右岸の地域）、草生津町２丁目、岡村町の一部（信濃川右岸の地域）					・２丁目、左近町、三和町、草生津１・２・３丁目、左近１・２・３丁目、山田１丁目、本町１・２・３丁目、表町１・２・３・４丁目、柳原町、春日１・２丁目、船江町、上田町、渡里町、呉服町１・２丁目、山田２・３丁目、日赤町１・２・３丁目、信濃１・２丁目、中島１・２・３・４・５・６丁目、水道町１・２・３・４・５丁目、昭和１丁目、寺島町の一部（信濃川右岸の地域）、草生津町の一部（信濃川右岸の地域）、岡村町の一部（信濃川右岸の地域）
		（略）				（略）			
		四郎丸交番	（略）	長岡市のうち錦１・２・３丁目、末広１・２・３丁目、花園１・２・３丁目、花園東１・２丁目、土合１・２・３・４・５丁目、前田１・２・３丁目、四郎丸１・２・３・４丁目、学校町１・２・３丁目、金房１・２・３丁目、住吉１・２・３丁目、上条町、豊田町、弓町１・２丁目、大町１・２・３丁目、大町、美沢１・２・３・４丁目、沖田１・２・３丁目、花園南１・２丁目、東大町			四郎丸交番	（略）	長岡市のうち錦１・２・３丁目、末広１・２・３丁目、花園１・２・３丁目、花園東１・２丁目、土合１・２・３・４・５丁目、前田１・２・３丁目、四郎丸町、四郎丸１・２・３・４丁目、学校町１・２・３丁目、金房１・２・３丁目、住吉１・２・３丁目、上条町、豊田町、弓町１・２丁目、大町１・２・３丁目、大町、美沢１・２・３・４丁目、沖田１・２・３丁目
		悠久町交番	（略）	長岡市のうち青木町、中沢町、千代栄町、栖吉町、成願寺町、東片貝町、西片貝町、悠久町、悠久町１・２・３・４丁目、御山町、中貫町１・２・３丁目、若草町１・２・３丁目、長倉町、長倉西町、長倉南町、長倉１・２・			悠久町交番	（略）	長岡市のうち青木町、中沢町、千代栄町、栖吉町、成願寺町、東片貝町、西片貝町、悠久町、悠久町１・２・３・４丁目、御山町、中貫町１・２・３丁目、若草町１・２・３丁目、長倉町、長倉西町、長倉南町、長倉１・２・

				３・４丁目、鉢伏町、高畑町、柿町、町田町、高町１・２・３・４丁目、中沢１・２・３・４丁目、土合町、川中（浦瀬駐在所の所管区域を除く。）、旭岡１・２丁目					３・４丁目、鉢伏町、高畑町、柿町、町田町、高町１・２・３・４丁目、中沢１・２・３・４丁目、土合町
		希望が丘交番	（略）	長岡市のうち北山町、北山１・２・３・４丁目、下山１・２・３・４・５・６丁目、大山１・２・３丁目、宝地町、上除町、上除町西１・２丁目、石動町、石動南町、喜多町、七日町、南七日町、福山町、希望が丘１・２丁目、希望が丘南５・６丁目、新産１・２・３・４丁目、新産東町、下山町、西津町（飛地を除く。）、大字日越			希望が丘交番	（略）	長岡市のうち北山町、北山１・２・３・４丁目、下山１・２・３・４・５・６丁目、大山１・２・３丁目、宝地町、上除町、上除町西１・２丁目、石動町、石動南町、喜多町、七日町、南七日町、福山町、希望が丘１・２丁目、希望が丘南５・６丁目、新産１・２・３・４丁目、新産東町、下山町、大島町、西津町（飛地を除く。）、草生津町（信濃川右岸の地域を除く。）、岡村町（信濃川右岸の地域を除く。）、向島町、大字日越
		緑町交番	（略）	長岡市のうち大島本町１・２・３・４・５丁目、大島新町１・２・３・４・５丁目、三ツ郷屋１・２丁目、三ツ郷屋町、緑町１・２・３丁目、堺町、堺東町、希望が丘３・４丁目、千秋１・２・３丁目、古正寺１・２・３丁目、古正寺町、寺島町（信濃川右岸の地域を除く。）、王番田町、雨池町、高瀬町、大島町、岡村町（信濃川右岸の地域を除く。）			緑町交番	（略）	長岡市のうち大島本町１・２・３・４・５丁目、大島新町１・２・３・４・５丁目、三ツ郷屋１・２丁目、三ツ郷屋町、緑町１・２・３丁目、堺町、堺東町、希望が丘３・４丁目、千秋１・２・３丁目、古正寺１・２・３丁目、古正寺町、寺島町（信濃川右岸の地域を除く。）、王番田町、雨池町、高瀬町
		越路交番	（略）	長岡市のうち来迎寺、朝日、浦（信濃川右岸の地域を除く。）、神谷、釜ケ島（信濃川右岸の地域を除く。）、飯島、篠花、越路中沢、越路			越路交番	（略）	長岡市のうち来迎寺、朝日、浦、神谷、釜ヶ島、飯島、篠花、越路中沢、越路中島、岩野（通称仲島を除く。）、西野（通称泉島を除

				中島、岩野（通称仲島を除く。）、西野（通称泉島を除く。）、飯塚、沢下条、飯島善兵エ古新田、南島新田					く。）、飯塚、沢下条、飯島善兵エ古新田
		（略）				（略）			
		滝谷町駐在所	（略）	長岡市のうち六日市町、渡沢町、滝谷町、三俵野町、妙見町、中潟町、高島町、大川原町、岩野の一部（通称仲島）、浦の一部（信濃川右岸の地域）、釜ケ島の一部（信濃川右岸の地域）		滝谷町駐在所	（略）	長岡市のうち六日市町、渡沢町、滝谷町、三俵野町、妙見町、中潟町、高島町、大川原町、岩野の一部（通称仲島）
		浦瀬町駐在所	（略）	長岡市のうち乙吉町、宮路町、麻生田町、浦瀬町、加津保町、水穴町、桂町、亀崎町、川中の一部		浦瀬町駐在所	（略）	長岡市のうち乙吉町、宮路町、麻生田町、浦瀬町、加津保町、水穴町、桂町、亀崎町
		亀貝町駐在所	（略）	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保１・２・４丁目、富島町、小曽根町、永田町、新保町、新保６丁目、堀金町、永田１・２・３・４丁目、宮下町、稲保南１丁目の一部、北富島		亀貝町駐在所	（略）	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保１・２・４丁目、富島町、小曽根町、永田町、新保町、新保６丁目、堀金町、永田１・２・３・４丁目、宮下町、稲保南１丁目の一部
		下々条町駐在所	（略）	長岡市のうち稲保３丁目、宝１・２・３・４・５丁目、中瀬１・２丁目、下々条町、高見町、高見１・２丁目、東高見１・２丁目、川辺町、天神町、十二潟町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、新組南町、北陽１・２・３丁目、稲保南１丁目の一部、脇川新田町の一部（信濃川右岸の地域）		下々条町駐在所	（略）	長岡市のうち稲保３丁目、宝１・２・３・４・５丁目、中瀬１・２丁目、下々条町、高見町、高見１・２丁目、東高見１・２丁目、川辺町、天神町、十二潟町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、新組南町、北陽１・２丁目、稲保南１丁目の一部
		下柳交番	（略）	長岡市のうち宮関１・２・３・４丁目、宮関町、下柳１・２・３丁目、下柳町、荻野町、荻野１・２丁目、藤沢１・２丁目、藤沢町、		下柳交番	（略）	長岡市のうち宮関１・２・３・４丁目、宮関町、下柳１・２・３丁目、下柳町、荻野町、荻野１・２丁目、藤沢１・２丁目、藤沢町、

				江陽１・２丁目、堤町、上野町、巻島町、巻島１・２丁目、千秋４丁目、渡場町、槙山町、槙下町、芹川町、李崎町、脇川新田町（信濃川右岸の地域を除く。）、川袋町、南新保町、花井町、高野町、三之宮町、大荒戸町、上柳町、雁島町、成沢町、福道町、福戸町、寺宝町、河根川町、新開町、黒津町の一部（信濃川左岸の地域）、蓮潟１・２・３・４・５丁目、蓮潟町、鉄工町１・２丁目、蔵王町（信濃川右岸の地域を除く。）				江陽１・２丁目、堤町、上野町、巻島町、巻島１・２丁目、千秋４丁目、渡場町、槙山町、槙下町、芹川町、李崎町、脇川新田町、川袋町、南新保町、花井町、高野町、三之宮町、大荒戸町、上柳町、雁島町、成沢町、福道町、福戸町、寺宝町、河根川町、新開町、黒津町の一部（信濃川左岸の地域）、蓮潟１・２・３・４・５丁目、蓮潟町、鉄工町１・２丁目
		（略）				（略）		
（略）					（略）			
	上越警察署	高田交番	（略）	上越市のうち東本町１・２・３・４・５丁目、北本町１・２・３・４丁目、西城町１・２・３・４丁目、北城町１・２・３・４丁目、東城町２・３丁目、南城町１・２・３・４丁目、大町２丁目、仲町２・３丁目、本町２・３・７丁目、大手町、本城町、高土町１・２・３丁目、高土町受地、栄町、幸町、新町		上越警察署	高田交番	（略）	上越市のうち東本町１・２・３・４・５丁目、北本町１・２・３・４丁目、西城町１・２・３・４丁目、北城町１・２・３・４丁目、東城町３丁目、大手町、本城町、稲田１・２・３・４丁目、高土町１・２・３丁目、高土町受地、栄町、幸町、平成町（567より前の番号の番地）、大字四ヶ所、下稲田、寺、戸野目、戸野目古新田、門田新田、西市野口、上稲田
		上越妙高駅前交番	（略）	上越市のうち南本町１・２・３丁目、南新町、東城町１丁目、本町１丁目、仲町１丁目、大町１丁目、南高田町、大和１・２・３・４・５・６丁目、大字土合、脇野田、高田新田、今泉、稲荷、島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山			上越妙高駅前交番	（略）	上越市のうち南本町１・２・３丁目、南新町、南城町１・２・３・４丁目、東城町１・２丁目、中通町、大町１丁目、南高田町、大和１・２・３・４・５・６丁目、子安新田、鴨島、鴨島１・２・３丁目、新南町、大字土合、脇野田、高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、

				新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢、荒町
		高田駅前交番	上越市仲町４丁目	上越市のうち仲町４・５・６丁目、本町４・５・６丁目、大町３・４・５丁目、寺町１・２・３丁目、昭和町１・２丁目、上昭和町、御殿山町、大貫１・２・３・４丁目、中通町、大字飯、滝寺、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、塚田新田、京田
		高田東交番	上越市大字上野田	上越市のうち稲田１・２・３・４丁目、鴨島１・２・３丁目、平成町、とよば、子安、子安新田、新南町、鴨島、米町、大字市野江、桐原、本道、荒屋、虫川、下野田、上真砂、杉野袋、高森、東原、鶴町、南新保、北新保、西市野口、戸野目古新田、門田新田、戸野目、上野田、長面、高和町、元屋敷、稲谷、上曽根、下曽根、高津、十二ノ木、森田、飯田、北方、南方、大口、妙油、東京田、松塚、諏訪、北田中、米岡、四辻町、下池部、上池部、劔、四ヶ所、下稲田、上稲田、寺、子安、子安新田、今池、鴨島、茨沢、藤塚、吉岡、東市野口、上雲寺、本新保、新保古新田、野尻、稲、桜町、天野原新田、下四ツ屋、西松野木、長者

				下中田、島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢
		高田駅前交番	上越市仲町４丁目	上越市のうち仲町１・２・３・４・５・６丁目、本町１・２・３・４・５・６・７丁目、大町２・３・４・５丁目、寺町１・２・３丁目、昭和町１・２丁目、上昭和町、御殿山町、大貫３・４丁目、大字飯、滝寺（通称福岡団地を除く。）、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫（通称金谷、神山地区を除く。）、塚田新田、京田

				町、本長者原、藪野、下新町、上新町、上富川、下富川、池、熊塚、辰尾新田、東稲塚新田、下稲塚							
		春日山交番	（略）	上越市のうち新光町１・２丁目、中門前１・２・３丁目、木田１・２・３丁目、木田新田１・２丁目、藤巻、春日山町１・２・３丁目、大豆１・２丁目、春日野１・２丁目、藤新田１・２丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、土橋、大字藤巻、土橋、岩木、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、藤野新田、富岡、南田屋新田、北田屋新田、中々村新田、大日、中田新田、上島、平岡、大道福田、大道新田、赤塚新田				春日山交番	（略）	上越市のうち新町、新光町１・２丁目、中門前１・２・３丁目、木田１・２・３丁目、木田新田１・２丁目、藤巻、春日山町１・２・３丁目、大豆１・２丁目、春日野１・２丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、土橋、大字藤巻、土橋、岩木、滝寺の一部（通称福岡団地）、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、藤野新田、富岡の一部（北陸自動車道南側の地域）
		直江津駅交番	（略）	上越市のうち五智１・２・３・４・５・６丁目、五智新町、国府１・２・３・４丁目、石橋１・２丁目、西本町１・２・３・４丁目、東町、中央１・２・３・４・５丁目、栄町１・２丁目、新光町３丁目、石橋、加賀町、東雲町１・２丁目、住吉町、港町１・２丁目、大字五智国分、三交、居多、轟木、大場、毘沙門国分寺、黒井の一部（2473番地12から2473番地14まで）、高崎新田、虫生岩戸、愛宕国分、塩屋、直江津				直江津駅交番	（略）	上越市のうち五智１・２・３・４・５・６丁目、五智新町、国府１・２・３丁目、石橋１・２丁目、西本町１・２・３・４丁目、東町、中央１・２・３・４・５丁目、栄町１・２丁目、新光町３丁目、石橋、加賀町、東雲町１・２丁目、住吉町、港町１・２丁目、大字五智国分、石橋、三交、居多、轟木、大場、毘沙門国分寺、黒井の一部（2473番地12から14）、高崎新田、虫生岩戸、愛宕国分
		三ツ屋交番	（略）	上越市のうち安江１・２・３丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、塩屋新				三ツ屋交番	（略）	上越市のうち安江１・２・３丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、塩屋新

				田、上源入、下源入、福田町、春日新田１・２・３・４・５丁目、川原町、八千浦、三ツ橋、大字安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂の一部（13番地から380番地４まで）、石橋新田、佐内、春日新田、松村新田、黒井（2473番地12から2473番地14までを除く。）、上荒浜、下荒浜、夷浜、遊光寺浜、夷浜新田、西ヶ窪浜 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島
		灰塚駐在所	上越市大字灰塚	上越市のうち大字灰塚、小滝、下馬場、朝日、黒田、上門前、地頭方、青木、向橋、中田原、塩荷谷、上湯谷、後谷、上中田、儀明、下中田

		田、上源入、下源入、福田町、春日新田１・２・３・４・５丁目、川原町、八千浦、大字下門前、安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂（13番地から380番地４）、石橋新田、佐内、春日新田、松村新田、黒井（2473番地12から14を除く。）、上荒浜、下荒浜、夷浜、遊光寺浜、夷浜新田、西ヶ窪浜 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島
灰塚駐在所	上越市大字灰塚	上越市のうち大貫１・２丁目、大字灰塚、小滝、下馬場、朝日、黒田、上門前、地頭方、青木、向橋、中田原、塩荷谷、上湯谷、後谷、大貫の一部（通称金谷、神山地区）、上中田、儀明
天野原駐在所	上越市大字本長者原	上越市のうち桜町、子安、とよば、大字天野原新田、下四ツ屋、西松野木、本長者原、長者町、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、上新町、下新町、上富川、下富川、子安、池、熊塚、下稲塚
上野田駐在所	上越市大字上野田	上越市のうち平成町（567より前の番号の番地を除く。）、大字上野田、長面、下野田、茨沢、藤塚、下池部、吉岡、劔の一部（主要地方道新井柿崎線西側の地域）、四辻町、稲、

	（略）		
妙高警察署	下町交番	（略）	妙高市のうち下町、東雲町、石塚町１・２丁目、新工町、工団町、大崎町、中川、東陽町、高柳１・２丁目、関川町１・２丁目、諏訪町１・２丁目、美守１・２・３丁目、田町１・２丁目、中央町、小出雲１・２・３丁目、広田町、経塚町、渋江町、学校町、末広町、錦町１・２丁目、白山町１・２・３・４丁目、上町、栄町、朝日町１・２丁目、中町、大字新井（通称新井新田を除く。）、石塚、中川、美守、小出雲、姫川原、中宿、川上、吉木、吉木新田、北条、西条、上新保、光明寺新田
	柳井田駐在所	妙高市柳井田町２丁	妙高市のうち柳井田町１・２・３・４・５丁目、栗原１・２・３・

			上雲寺、新保古新田、本新保、本道、桐原、市野江、上池部、東市野口、野尻
	諏訪駐在所	上越市大字南新保	上越市のうち大字南新保、大日、中田新田、上島、中々村新田、平岡、南田屋新田、北田屋新田、大道福田、富岡（北陸自動車道南側の地域を除く。）、諏訪、上真砂、杉野袋、北新保、高森、東原、鶴町、北田中、米岡、荒屋、虫川、米町
	高士駐在所	上越市大字高津	上越市のうち大字高和町、元屋敷、稲谷、上曽根、下曽根、高津、飯田、森田、十二ノ木、北方、南方、大口、妙油、東京田、松塚、劔の一部（主要地方道新井柿崎線西側の地域を除く。）
	（略）		
妙高警察署	下町交番	（略）	妙高市のうち下町、東雲町、石塚町１・２丁目、新工町、工団町、大崎町、中川、東陽町、高柳１・２丁目、関川町１・２丁目、諏訪町１・２丁目、美守１・２・３丁目、田町１・２丁目、中央町、小出雲１・２・３丁目、広田町、経塚町、渋江町、学校町、末広町、錦町１・２丁目、白山町１・２・３・４丁目、上町、栄町、朝日町１・２丁目、中町、大字新井（通称新井新田を除く。）、石塚、中川、美守、小出雲、姫川原、中宿、高柳、川上
	柳井田駐在所	妙高市柳井田２丁目	妙高市のうち柳井田１・２・３・４・５丁目、栗原１・２・３・４・

目	４・５丁目、月岡１・２丁目、国賀１・２丁目、広島１・２・３丁目、上百々１・２丁目、大字柳井田、十日市、飛田、飛田新田、岡崎新田、乙吉、神宮寺、籠町、宮内、雪森、青田
（略）	
（略）	

	５丁目、月岡１・２丁目、国賀１・２丁目、広島１・２・３丁目、上百々１・２丁目、大字吉木、吉木新田、北条、西条、上新保、光明寺新田、十日市、飛田、飛田新田、岡崎新田、乙吉、神宮寺、籠町、宮内、雪森、青田
（略）	
（略）	

附　則

この規則中別表上越警察署の部の改正は令和４年２月３日から、その他の改正は同年１月１日から施行する。